する前年度における軽油引取税の課税標準となつた数量に当該数量として総務大臣が算定して通知した数量を加算するものとする。

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法の特例）

第十六条の二　令和三年度に限り、第二十九条中「一・〇一五」とあるのは、「東京都にあつては一・〇一八」とする。

（利子割交付金の基準額の算定方法の特例）

第十九条　令和三年度に限り、利子割交付金の基準額は、第三十七条の二の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

［一　略］

二　前年度における令和三年改正前の省令附則第十九条第一号の額の過大算定額又は過少算定額次の算式によつて算定した額（以下この条において「前年度分過大過少額」という。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除して得た額とする。

算式

（A＋B）×0.75－C

算式の符号

A　前年度の８月、12月及び３月に交付された利子割交付金の額の合算額

B　令和２年度減収補塡債のうち利子割交付金に係るものの額

C　令和３年改正前の省令附則第19条第１号の額

三　令和三年改正前の省令附則第十九条第二号の規定の適用を受けた市町村における同号により控除された額に二分の一を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を当該控除された額から控除した額

四　令和三年改正前の省令附則第十九条第三号の規定の適用を受けた市町村における同号の規定により控除された額

［五　略］

（法人事業税交付金に係る基準額の算定方法の特例）

第十九条の二　令和三年度に限り、法人事業税交付金の基準額は、第三十七条の四の二の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該額が負になる場合には、当該額は零とする。

一　当該年度に係る額

第三十七条の四の二第一号の規定の例により算定した額

二　前年度における令和三年改正前の省令第三十七条の四の二の額の過大算定額又は過少算定額

前年度分過大過少額（イに定める額からロに定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。

イ　次の算式によつて算定した額

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法の特例）

第十六条の二　令和二年度に限り、第二十九条中「一・〇三七」とあるのは、「東京都にあつては一・〇三八」とする。

（利子割交付金の基準額の算定方法の特例）

第十九条　令和二年度に限り、利子割交付金の基準額は、第三十七条の二の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

［一　同上］

二　前年度における令和二年改正前の省令附則第十九条第一号の額の過大算定額又は過少算定額次の算式によつて算定した額（以下この条において「前年度分過大過少額」という。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除して得た額とする。

算式

（A＋B）×0.75－C

算式の符号

A　前年度の８月、12月及び３月に交付された利子割交付金の額の合算額

B　令和元年度減収補塡債のうち利子割交付金に係るものの額

C　令和２年改正前の省令附則第19条第１号の額

三　令和二年改正前の省令附則第十九条第二号の規定の適用を受けた市町村における同号により控除された額に二分の一を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を当該控除された額から控除した額

四　令和二年改正前の省令附則第十九条第三号の規定の適用を受けた市町村における同号の規定により控除された額

［五　同上］

十九条の二及び第十九条の三　削除